快適トイレの設置に関する特記仕様書(発注者指定型)

(滴用)

第1条 本工事は、工事現場に男女ともに快適に使用できる仮設トイレ(以下「快適トイレ」 という。)を設置することを原則とする。

(快適トイレの仕様)

- 第2条 工事現場に設置する快適トイレについては、第1号に示す仕様を満たし、第2号に示す付属品を備えるものでなければならない。また、第3号に示す仕様等を満たすものであるよう努めるものとする。
 - (1) 快適トイレに求める標準仕様
 - ア 洋式便座
 - イ 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)
 - ウ 臭い逆流防止機能 (フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策を取ること)
 - エ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの)
 - オ 照明設備 (電源がなくても良いもの)
 - カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重 5 kg 以上)
 - (2) 快適トイレとして活用するために備える付属品
 - ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - イ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配慮等)
 - ウ サニタリーボックス (女性専用トイレに限る)
 - エ 鏡付きの洗面台
 - オ 便座除菌シート等の衛生用品
 - (3) 推奨する仕様及び付属品
 - ア 室内寸法 900×900mm 以上(半畳程度以上)
 - イ 擬音装置
 - ウ 着替え台(フィッティングボード等)
 - エ フラッパー機能の多重化
 - オ 窓など室内温度の調整が可能な設備
 - カ 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)

(快適トイレの設置)

- 第3条 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、仕様、設置期間及び設置基数等の詳細に ついて、監督員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、設置する快適トイレが前条第1号に示す仕様を満たし、同条第2号に示す付属 品を備えるものであることを示す書類を提出しなければならない。

3 受注者は、快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議を行うこと。

(設置に要する費用)

- 第4条 工事現場に快適トイレを設置する費用については、通常の仮設トイレの賃料との積算上の差額である51,000円/1基・月を見込んでいるが、実際に設置に要した費用を確認の上、設計変更の対象とする。
- 2 前項の規定により設計変更の対象とする費用は、1 基当たり 51,000 円/月を上限とし、 男女別で1 基ずつの2 基まで計上できるものとする。ただし、使用する快適トイレが男女別 一体型の場合は、これを2 基とみなす。
- 3 運搬費等は共通仮設費の率分に含むものとする。

(実績の確認)

- 第5条 受注者は、快適トイレに関する支出実態の分かる資料を監督員に提示しなければならない。
- 2 受注者は、施工中においては使用する快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督員に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

快適トイレの設置に関する特記仕様書(受注者希望型)

(滴用)

第1条 本工事は、受注者が希望し、受発注者間の協議が整った場合に、工事現場に男女とも に快適に使用できる仮設トイレ(以下「快適トイレ」という。)を設置することができる。

(快適トイレの仕様)

- 第2条 工事現場に設置する快適トイレについては、第1号に示す仕様を満たし、第2号に示す付属品を備えるものでなければならない。また、第3号に示す仕様等を満たすものであるよう努めるものとする。
 - (1) 快適トイレに求める標準仕様
 - ア 洋式便座
 - イ 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)
 - ウ 臭い逆流防止機能 (フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策を取ること)
 - エ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの)
 - オ 照明設備(電源がなくても良いもの)
 - カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重 5 kg 以上)
 - (2) 快適トイレとして活用するために備える付属品
 - ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
 - イ 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配慮等)
 - ウ サニタリーボックス (女性専用トイレに限る)
 - エ 鏡付きの洗面台
 - オ 便座除菌シート等の衛生用品
 - (3) 推奨する仕様及び付属品
 - ア 室内寸法 900×900mm 以上(半畳程度以上)
 - イ 擬音装置
 - ウ 着替え台(フィッティングボード等)
 - エ フラッパー機能の多重化
 - オ 窓など室内温度の調整が可能な設備
 - カ 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)

(快適トイレの設置)

- 第3条 受注者は、快適トイレを設置しようとする場合は、規格及び設置基数等の詳細について、監督員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、設置する快適トイレが前条第1号に示す仕様を満たし、同条第2号に示す付属 品を備えるものであることを示す書類を提出しなければならない。

(設置に要する費用)

- 第4条 工事現場に快適トイレを設置する場合は設計変更の対象とし、通常の仮設トイレの賃料との積算上の差額を計上するものとする。
- 2 前項の規定により計上する費用は、1 基当たり 51,000 円/月を上限とし、男女別で1 基 ずつの2 基まで計上できるものとする。ただし、使用する快適トイレが男女別一体型の場合は、これを2 基とみなす。
- 3 運搬費等は共通仮設費の率分に含むものとする。

(実績の確認)

- 第5条 受注者は、快適トイレに関する支出実態の分かる資料を監督員に提示しなければならない。
- 2 受注者は、施工中においては使用する快適トイレの写真撮影を行い、工事完成時に工事完成図書に含めて監督員に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。